

内部質保証に関する基本方針

令和 3. 3. 23 制定

新潟工科大学（以下「本学」という。）の基本理念、建学の精神及び設立の目的の実現に向けて、内部質保証に関する方針を以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

本学の基本理念、建学の精神及び設立の目的を実現するため、教育研究、組織運営、及び施設設備等の状況について、本学が自ら点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果を改革・改善につなげることを通じ、恒常的かつ継続的に質の保証及び向上に努める。

また、社会に対する説明責任を果たすため、その評価結果を公表する。

2. 内部質保証の推進に関する組織体制

全学の内部質保証を統括する責任者は、学長とする。

また、内部質保証を推進するための組織として、内部質保証に係る重要事項を協議し、その推進に責任を負う内部質保証推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

3. 内部質保証の推進に関するプロセス

推進会議は、学長の指揮の下に、定期的な点検・評価結果及び教育の質保証に向けた活動から得られた課題・改善点等を審議し、解決・改善策等を決定のうえ、関係部署に対して指示・実行させる。その後、その結果を検証し、推進会議に報告させることにより、内部質保証のPDCAサイクルを回す。なお、最終的な点検・評価結果は、学内外に公表する。

4. 教学に関する行動指針

本学では、基本理念、建学の精神及び設立の目的に基づき、教育研究上の目的及び3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）を設定し、行動指針とする。また、学修成果の評価・改善の方針を定め、大学全体、カリキュラム、授業科目の3つのレベルにおいて、ディプロマ・ポリシーを満たす人材が育成できているか、カリキュラム・ポリシーに即した学修が進められているかの視点で評価・改善を行う。なお、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報等を的確に把握し、教育研究等の改善及び見直しに活用する。

内部質保証に関する規程

令和 3. 3. 23 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「内部質保証に関する基本方針」に基づき、新潟工科大学（以下「本学」という。）における内部質保証に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内部質保証の趣旨)

第 2 条 本学は、教育研究活動等について点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその向上に資するものとする。

(内部質保証の推進体制)

第 3 条 全学の内部質保証を統括する責任者は、学長とする。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、内部質保証推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(内部質保証システム)

第 4 条 本学における内部質保証は、次の各号に定める全学レベルでの P D C A サイクルの実施により、恒常的かつ継続的に行うものとする。

- (1) 会議は、点検・評価の実施を指示するものとする。
- (2) 会議は、前号の点検・評価結果の報告を受け、改善が必要であると判断したときは、期限を定め、たうえで、改善の指示を学部、大学院研究科、各種委員会及び事務局等（以下「関係部署」という。）に対して行うものとする。
- (3) 関係部署は、前号の改善指示を受けたときは、当該事項について改善を行い、その結果を会議に報告しなければならない。
- (4) 会議は、前号の改善に関する報告を受けたときは、改善結果とともに、学長の指示に基づいた改善活動が行われたかについて検証し、当該年度の点検・評価及び改善結果を経営戦略本部及び常務会に報告しなければならない。
- (5) 関係部署は、点検・評価結果に基づき、改善する事項について計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めなければならない。

(情報の公表)

第 5 条 学長は、内部質保証に係る情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善・改革状況の透明性を担保するものとする。

第2章 会議

(審議事項)

第6条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 内部質保証の基本方針及び推進に関する事項
- (2) 教学マネジメントに関する事項
- (3) その他内部質保証に関する重要事項

(構成)

第7条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 工学科長
- (3) 大学院委員長
- (4) 教務学生委員長
- (5) FD委員長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認めた者

(会議の招集)

第8条 会議は、副学長が招集し、その議長となる。

2 副学長に事故あるときは、副学長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席構成員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 会議に関する事務は、経営企画・IR室において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、常務会が行うものとする。

附 則 (令和3年3月23日制定)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月２２日一部改正）
この規程は、令和４年３月２２日から施行する。

附 則（令和５年３月２７日一部改正）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。